

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（環境省）

制 度 名	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （ばい煙発生施設、騒音発生施設、特定施設等）	
税目（条文番号）	所得税・法人税 租税特別措置法第 37 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 第 37 条の 4 第 65 条の 7 第 2 号、第 3 号及び第 4 号 第 65 条の 8 第 1 項 第 65 条の 9 第 68 条の 78 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 第 68 条の 79 第 1 項 第 68 条の 80	
見 直 し の 内 容	大気汚染防止法、騒音規制法及び水質汚濁防止法に基づく規制地域から施設の移転を促進することを目的とした特定の資産の買換えの場合等の課税の特例措置を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （ 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	資産の買換えを促進する制度であったが、近年はその適用実績がなかったため。	